

パスポート(旅券)

旅券法令改正及び旅券(パスポート)の電子申請の開始について



パスポくん

1. 令和4年4月20日、旅券の電子申請の実施を内容とする「旅券法の一部を改正する法律」が国会で成立し、同27日に公布されました。また右に伴い、同年9月30日、旅券法施行令等が閣議決定され、10月5日に旅券法施行規則(外務省令)の改正とともに公布されました。改正旅券法令は令和5年3月27日に施行されます。
2. 上記の法令改正は、旅券に関する国際的な動向や情報技術の進展を踏まえ、(1)申請者の利便性の向上、(2)旅券事務の効率化、(3)旅券の信頼性の向上、(4)新型コロナウイルスの感染拡大等の社会情勢の変化に対応した制度の見直しを図るために行われたものです。
3. まず、令和5年3月27日から、旅券の発給申請手続が一部オンライン化されます。具体的には、旅券の残りの有効期間が1年未満で、旅券の記載事項を変更しない場合に新たな旅券の発給を申請する、いわゆる切替申請の場合には、電子申請も可能となります。その場合、申請時の旅券事務所ないし在外公館への出頭が不要となります。国内ではマイナポータルを通じて、また国外では在留届オンライン(ORR ネット)への登録を前提とした在留邦人用旅券申請スマホアプリを通じて電子申請が可能となります。
4. また旅券の査証欄の増補は廃止しますが、旅券の査証欄に余白がなくなった時は、低額な費用で新たな旅券の発給を受けることができます(ただし有効期間は元の旅券の残存有効期間と同じ。)。過去に旅券を申請したものの、発行後6か月以内に受領せず当該旅券が失効した場合、失効後5年以内に再度旅券を申請する際には、手数料が通常より高くなりますので、ご留意願います。戸籍の確認が必要な方については、これまで戸籍謄本ないし戸籍抄本のいずれか1つの提出が必要でしたが、今後は、戸籍謄本のみになりますので、ご留意ください。
5. さらに、大規模な災害に際して旅券手数料の減免が可能となる他、電子申請の場合のクレジットカードによる手数料のオンラインでの支払いも順次可能となります。
6. 今回の法令改正(法律、政令、省令)の各概要、条文、報道発表等については、以下リンク先をご参照ください。(リンク略)

令和4年の旅券法令改正による申請手続の主な変更点

令和4年4月、旅券法が改正されました。これにより、同法が施行される令和5年3月27日以降、一般旅券の発給申請等において、主に以下の点が変更となります。

1 戸籍謄本の提出

旅券申請手続に必要な戸籍については、これまで戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出を受けていましたが、今後は、戸籍謄本の提出が必要となります。

2 査証欄(ビザページ)の増補の廃止

今後は、旅券の査証欄に余白がなくなった場合でも増補はできません。(1)有効期間が元の旅券の残存有効期間と同じ「残存有効期間同一旅券」、あるいは、(2)切替申請として新たな旅券(5年又は10年の有効期間)のいずれかの発給申請をしていただくことになります。

3 旅券発行後6か月以内に受領せず、再度、旅券を申請する場合の手数料について

旅券を申請したが、発行後6か月以内に受領せずに同旅券が失効した場合で、失効後5年以内に新たな旅券を申請する際は、手数料が通常より高くなります。

なお、これは、令和5年3月27日以降に申請した旅券が未交付のまま失効した場合について適用され、これより前に申請した旅券が失効した場合には適用されません。

4 申請書の変更

令和5年3月27日から、旅券発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

渡航前に、パスポートの残存有効期間をご確認ください！

海外渡航を計画し、いざ空港の航空会社の窓口でチェックインしようとした際、渡航先国で必要とされるパスポートの残存有効期間が不足していることがわかり、渡航をあきらめなければならないケースが発生しています。

このようなことを避けるためには、お持ちのパスポートの有効期間満了日をご確認いただき、残存有効期間が1年未満である場合には、新しいパスポートへの切り替えをおすすめします(残存有効期間が1年未満となった段階でパスポートの切替発給申請が可能となります。)

各国が外国人のパスポートに求める残存有効期間は、滞在期間や入国目的等により様々ですが、おおよそ3～6ヶ月以上とされている場合が多く、長期滞在を予定している場合には、滞在予定期間よりも長い残存有効期間を求められる場合もありますので、海外渡航を計画される際には、日本にある当該国の大使館、総領事館等に必要となるパスポートの残存有効期間をご確認ください。(了)

(ご参考) 掲載情報の外務省ホームページ URL(いずれも「パスポート(旅券)」カテゴリ内):

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page22_003958.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page22_003977.html

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/page22_002273.html